

平成 21 年 2 月 2 日
健康福祉事業本部福祉部
高齢社会対策課
介護保険課
障害者サービス調整担当課

練馬区緊急経済対策「福祉人材雇用促進事業」について

1 事業目的

逼迫している福祉人材不足への対応策として、新たな雇用を確保しながら「資格取得」の機会を保障し、有能な福祉人材の育成を図る。また、新規事業所の円滑な開設を支援するため、職員人件費を助成する。

2 制度の概要

(1) 助成内容

新規雇用助成

無資格者を新たに雇用し、必要な資格取得のために職務を免除し、かつ免除中も雇用契約に基づく賃金を支払う場合、人件費相当分と研修費の 3 分の 2 相当を助成する。

スキルアップ助成

既に雇用している従業員を資格取得のために有給により職務を免除し、その間、代替要員として新たに雇用を行う場合、従業員の研修費の 3 分の 2 相当と代替要員の人件費相当分を助成する。

事業所開設助成

新たに福祉サービス事業所を開設することに伴い、介護報酬請求システムの整備等のために職員を雇用する場合、雇用する人件費相当分を助成する。

(2) 対象事業主

練馬区内の介護サービス事業者・障害福祉サービス等事業者

(3) 必要経費および助成額

281 百万円

(職員人件費助成：245 百万円)

・常勤職員(週 40 時間基準) 1 人 / 月 180,000 円(200 人 × 6 か月分)

・常勤以外 1 人 / 時間 1,000 円(200 人 × 6 か月分)

(資格取得研修費助成：36 百万円)

・受講料の 3 分の 2 相当 (1 人平均 90,000 円 × 400 人分)

(4) 助成期間

新規雇用助成・スキルアップ助成については、資格取得のために研修機関に入学した日から修了までの期間で 6 か月を超えない期間。ただし、助成の終期は平成 22 年 3 月までとする。

事業所開設助成については、事業開始から 6 か月を超えない期間(助成の終期は平成 22 年 3 月まで)

(5) 就職面接会の開催

平成 21 年 2 月 14 日(土)・3 月 1 日(日)に開催予定